安威川治水REPORT No.6 大阪茨木市民運動連絡会

安威川の治水を考える流域連絡会・連絡先電話624-5461・FAX657-7669

大阪府安威川ダム堤体予定地で土壌汚染が発覚
大阪府はダム本体工事費にもぐり込ませて汚染土壌撤去を画策
「茨木市民運動連絡会」は関係文書の公開を請求

大阪府は２０１４年３月に、大阪府営安威川ダム堤体予定地の一部の用地取得地（面積約４０００㎡）において土壌汚染自主調査を行ったところ、有害物質による汚染が確認されたとして、土壌汚染対策法に基づく「形質変更時要届出区域」指定の申請を行い、６月に茨木市は指定したと発表しました。

大阪府の汚染状況調査では、

□ヒ素及びその化合物では、検出値：溶出量は～０．０１５mg/L(環境省令基準の最大１．５倍)

□フッ素及びその化合物検出値：溶出量は～１．２mg/L(環境省令基準の最大１．５倍)

□鉛及びその化合物は検出値：溶出量は～０．２１mg/L(環境省令基準の最大２．１倍)

含有量は～５７０mg/kg(環境省令基準の最大３．８倍)

土壌汚染を放置してきた大阪府の責任は重大

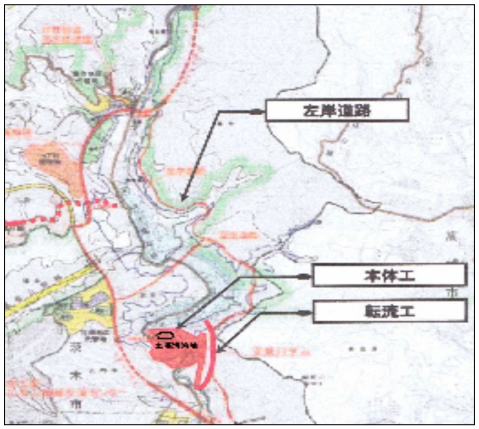

大阪府は、その汚染原因は当該地が民間事業者による元産業廃棄物の収集運搬操業地であったと推定しています。しかし当該地は１９８２年からＮ産業がダム予定地の土地を地権者から借り受け河川敷も含めて産業廃棄物焼却炉４基を設置し野焼きを行い、１９９８年にはダイオキシンが検出されたため再三指導を行ったが、改善されなかったといういわくつきの用地です。また当時、他の汚染物質の存在が容易に推定された用地でもあります。その後大阪府は当該事業者に補償を行い、地権者から用地取得しましたが、本来はその時点で操業者の責任で土壌汚染調査を行わせ、汚染土壌を撤去させた上で、立ち退き補償をしなければならないところです。大阪府はそれから１５年以上放置し、ダム本体工事着手直前に大阪府の経費で土壌汚染撤去の必要に迫られ、土壌汚染対策法の自主申請の活用によりダム本体工事費の中に潜り込ませての撤去工事を行おうとしています。

「茨木市民運動連絡会」は「土壌汚染等調査結果報告書」、「用地補償費明細」、「汚染土壌撤去費内訳書」等の公開を大阪府に求めています。